5

(一)　軽油引取税

次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

(1)　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるものが同法第二条第二号に規定する電気通信設備で総務省令で定めるものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。）に供する軽油の引取り

(2)　放送法第二条第二三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二四号に規定する基幹放送局提供事業者が同法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途に供する軽油の引取り

(3)　建設用粘土製品製造業を営む者が建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程における焼成及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

(4)　鉄鋼業を営む者がペレット、連続鋳造鋼片、条鋼等の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

(5)　自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者が当該者の道路交通法第九九条第一項の規定により指定を受けた同法第九八条第一項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置等を備えた機械の動力源の用途に供する軽油の引取り

(6)　ゴルフ場業を営む者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械等の動力源の用途に供する軽油の引取り

(二)　課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成二七年三月三一日以後に経過する場合には、同日とすることとした。（附則第一〇条の二の二関係）

6

固定資産税及び都市計画税

(一)　老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした。（第四九条の一五関係）

(二)　新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（第五二条の一〇の七関係）

(三)　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(四)　北海道旅客鉄道株式会社等が所有し又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産から、借り受ける固定資産のうち旅客自動車運送事業の用に供するものを除外することとした。（附則第一一条の二関係）

(五)　居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地を住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めることとした。（附則第三三条関係）

(六)　居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる所有者の細目を定めることとした。（附則第三三条関係）

(七)　居住困難区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めることとした。（附則第三三条関係）

7

軽自動車税

対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等又は対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三四条関係）

8

事業所税

社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する一定の施設に係る非課税措置について、対象となる事業に同法に掲げる複合型サービス福祉事業を追加することとした。（第五六条の二六の五関係）

9

この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一一〇号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

児童手当及び子ども手当特例交付金が廃止されることに伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第一五条～第二二条関係）

二　災害対策基本法施行令の一部改正関係

児童手当及び子ども手当特例交付金が廃止されることに伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行うこととした。（第四三条関係）

三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

児童手当及び子ども手当特例交付金が廃止されることに伴い、特別区財政調整交付金のうち普通交付金の基準財政収入額の算定の特例を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（第一条及び第二条関係）

四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条の削除に伴い、所要の規定の見直しを行うこととした。（題名及び第三条～第五条関係）

五　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一一一号）（財務省）

1　関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

(一)　輸出申告及び輸入申告に際して税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、税関長が輸出又は輸入の許可の判断のために必要な場合等に提出を求めることとすること等に伴う規定の整備を行う。（関税法施行令第六一条及び第八三条等関係）

(二)　免税コンテナーについて、国内運送への使用に係る制限を撤廃することに伴う規定の整備を行う。（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第八条及び第九条等関係）

(三)　沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除制度等について、所要の制度の拡充等を行うことに伴う規定の整備を行う。（関税暫定措置法施行令第三九条及び第四一条等関係）

2　特恵関税制度について、次の改正を行うこととした。

(一)　特恵関税の便益を与えない物品として中国を原産地とする視力矯正用眼鏡等を指定する。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

(二)　特恵受益国等から英領アンギラ地域等を除外する。（関税暫定措置法施行令別表第一関係）

(三)　コソボを特恵受益国等に追加する。（関税暫定措置法施行令別表第一関係）

3　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二四年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

4　この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。